

吉富町は 新婚さんの 新生活のスタートを応援します



～新婚世帯への住居費等の補助を開始しました～
吉富町新婚家庭新生活応援補助金

補助金の上限額（期間）

家賃 1ヶ月1万円（36ヶ月）

初期費用 6万円（初回のみ）

対象となる夫婦（新婚世帯）は

- ・婚姻1年以内の夫婦
 - ・満年齢の合計が80歳未満の夫婦
 - ・本制度の期間内（裏面参照）に町内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、入居している夫婦
- ※民間賃貸住宅・・・公営賃貸住宅・給与住宅・2親等内の親族が所有する住宅は対象外
- この他にも要件があります。詳しくは移住定住特設サイト「すもうよしとみ」をご覧ください。

対象となる費用は

- ・家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額から住宅手当を控除した額
※賃借料の月額に共益費、管理費、駐車場使用料及び光熱水費等を含まない。
- ・初期費用 引越業者又は運送業者に支払う実費+賃貸借契約費用（敷金、礼金及び仲介手数料）
から住宅手当を控除した額
※婚姻日の前3ヶ月～申請月から36ヶ月の間に締結した賃貸借契約であること
※不用品の処分費用・レンタカーレンタル代金・謝礼等は対象外
※公的機関から他の制度による補助金等の交付を受けた費用は対象外



まずは、裏面の
チェックシートでチェック！

詳しくは



福岡県 吉富町 移住定住特設サイト

<http://www.town.yoshitomi.lg.jp/iju/>

吉富町新婚家庭新生活応援補助金チェックシート

夫婦のいずれかがこの補助金を受けたことがありますか？

はい

補助金対象外です

いいえ

申請日において、新婚世帯（婚姻日（注1）から起算して1年以内（注2））で、夫婦の満年齢（注3）の合計は80歳未満ですか？

申請日 平成 年 月 日

婚姻日 平成 年 月 日

夫の年齢 _____ 歳

妻の年齢 _____ 歳

いいえ

補助金対象外です

はい

町内の民間賃貸住宅の賃貸借契約は、本制度の期間内に締結していますか？

賃貸借契約締結日 平成 年 月 日

制度期間内

平成28年 4月 1日～平成32年 3月31日

いいえ

補助金対象外です

はい

以下のすべての条件を満たしていますか？

- ・新婚夫婦が賃貸借契約をした住宅に居住し、住民登録をしている。
- ・生活保護法や他の公的制度による家賃補助を受けていない。
- ・世帯全員が町税・町使用料等を滞納していない。
- ・世帯全員が町内に他の住宅を所有又は借用していない。
- ・世帯全員が暴力団員でない。
- ・住宅の所有者は、新婚夫婦の2親等内の親族ではない。

いいえ

補助金対象外です

（注1）制度上、婚姻届が受理された日が婚姻日です。

（注2）婚姻日から起算して1年以内、後1年

例 婚姻日H29.5.1 → H30.4.30

婚姻日H29.5.15 → H30.5.14

婚姻日H29.5.31 → H30.5.30

（注3）満年齢は、誕生日の前日に年齢が加算されます。

※初期費用の対象となる賃貸借契約締結の日

→ 婚姻日の前3ヶ月～申請月から3ヶ月

平成 年 月 日～平成 年 月 日

婚姻日から起算して前3ヶ月

例 婚姻日H29.5.1 → H29.2.2

婚姻日H29.5.15 → H29.2.16

婚姻日H29.5.31 → H29.3.1

補助金の手続きについてご相談ください。

吉富町役場 企画財政課 TEL 0979-24-4071